

高松市指令環指第1号

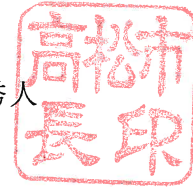
住所 香川県高松市一宮町1686番地6
名称 株式会社塵芥センター
代表取締役 溝淵 誉仁 様

高松市一般廃棄物収集運搬業許可書

一般廃棄物収集運搬業を行うことを次のとおり許可します。

令和6年3月7日

高松市長 大西 秀人



許可番号	高松市許可 第1号
許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（し尿を除く。） 家庭系一般廃棄物（一時的なごみ、又は多量のごみなど、高松市が収集しないもの）に限り、し尿を除く。）
区域	高松市内
その他の条件	1 積替え保管場所について (1) 所在地：香川県高松市一宮町道端1658番1 以上 積替え保管を行う一般廃棄物の種類：一般廃棄物の種類に同じ。 保管上限：33.6 m ³ 保管条件：屋内の定められた範囲での保管に限り、許可の範囲内で適正に行うこと。 (2) 所在地：香川県高松市一宮町道端1658番1 以上 積替え保管を行う一般廃棄物の種類：家庭系一般廃棄物（特定家庭用機器廃棄物に限る。） 保管上限：64.32 m ³ 保管条件：屋内の定められた範囲での保管に限り、許可の範囲内で適正に行うこと。